

北里大学国際部設置規程

平成 25 年 1 月 18 日制定

(設置)

第 1 条 北里大学の国際化に関わる全学的な教育研究の実務を推進するための教学運営組織として、北里大学国際部 (Office of International Affairs, Kitasato University) (以下「国際部」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 国際部は、世界を舞台にして活躍する研究者・技術者・医療人の育成をはじめ、国際人として必要な能力・態度の育成、国際感覚に満ちあふれたキャンパスの創出、世界各地から優秀な人材が集まる教育研究拠点の形成、国際的通用性のある大学教育の展開と質の保証、北里大学発の創造性に富む研究の推進と国際連携による共創への寄与、国際共同研究による地球規模の問題の解決、生命科学の教育・研究、医療と普及活動の国際的な展開を通じて国際社会に貢献し、もって本学の使命を果たすことを目的とする。

(業務)

第 3 条 国際部は、第 2 条の目的に基づき、国際化に関わる次の業務を行う。

- (1) グローバルキャンパス (単位修得システム及び国際交流プログラム等) の創出に関すること
- (2) 全学的な基準の調整・実施に関すること
- (3) 全学を代表する対外的な折衝に関すること
- (4) 国際交流等の全学的な計画に関すること
- (5) 計画・実施の各部門間の調整に関すること
- (6) 各計画の達成度の評価に関すること
- (7) 国際化推進方策の調整・実施に関すること
- (8) その他、国際化に関わる重要な事項

(国際部長及び国際部副部長)

第 4 条 本学の国際化を統括する役職者として、国際部長を置く。

- 2 国際部長は、学長が指名する。
- 3 国際部長は、全学の国際化について学長を補佐し、国際部の代表者として国際化の実務及び教育研修・調査研究を統括する。
- 4 国際部長の下に、教育担当及び研究担当の国際部副部長を置く。国際部副部長は、国際部長が指名する。

5 国際部副部長は、国際部長を補佐し、国際部長の職務を分掌する。

(構成)

第5条 国際部は、国際部長、国際部副部長、教育職員、その他必要な職員をもって構成する。

2 構成員の任期は、2年とする。

3 国際部に学外有識者(外国人を含む)を加えることができる。

(運営委員会)

第6条 国際部の運営組織として、国際部運営委員会を置く。

2 運営委員会の構成及び所掌事項等については別に定める。

(事務室)

第7条 国際部に、国際部事務室を置き、国際部の事務を取り扱う。

2 国際部事務室に事務長を置き、国際部の事務を統括する。

3 国際部事務室の職員は、専任職員のほか、兼務職員をもってこれに充てる。

(細則)

第8条 この規程の運用に関し必要な事項については細則を定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、北里大学国際部運営委員会及び北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、第1期構成員の任期は、平成25年4月1日に始まり、平成26年6月30日に終わる。